

2013年度夏学期・通年 演習概略

《 注 意 事 項 》

- (1) 申し込みは、1人1演習に限る。(通年の演習に許可された場合は、冬学期の演習には申し込めない。)
- (2) 期間経過後及び教員に直接申し込んだ場合は、受理しない。
- (3) 申込書は、楷書で丁寧に記入すること。鉛筆書きは不可。
- (4) 法学部の学生は教務係窓口右側のポストに提出すること。

他学部・他研究科の学生は教務係窓口に提出すること。

申し込み期間： 4月 1日(月)～ 4月 4日(木) 午後1時迄
許可者発表： 4月 5日(金)～ 4月10日(水)
追加申し込み期間： 4月11日(木)・ 4月12日(金) 午後1時迄
追加許可者発表： 4月15日(月)・ 4月16日(火)

講義内容は、2012(平成25年)3月15日現在でUT-mateに登録されている各演習のシラバスから主に「授業の目標・概要」「授業計画」「授業の方法」「成績評価方法」「教科書」「参考書」「履修上の注意」部分を掲載したものである。最新の情報はUT-mateで必ず確認すること。

時間割 コード	011301S	題目	日本憲法学説史研究			
担当教員	日比野 勤 教授		曜限	金・5限	教室	B2演習室
<p>【授業の目標・概要】 明治憲法期の日本の憲法学説の生成と展開を跡づけ、代表的憲法学者の学説の解釈学的構造を明らかにするとともに、差異を分析する。</p> <p>【授業計画】 授業の目標・概要を参照。</p> <p>【授業の方法】 講義形式と演習形式を併用する。 具体的には、前半は講義と質疑応答を行い、後半は講義を行うと同時に、参加者の報告を受け、討論する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。なお、参加者は、夏季休暇終了時にレポートの提出が求められる。</p> <p>【教科書】 教科書はない。 参考文献は、その都度挙げる。</p> <p>【履修上の注意・その他】 開講時間は、17:00-19:30 とする。</p>						

時間割 コード	011302S	題目	現代政治の理論的・実証的研究			
担当教員	川人 貞史 教授	曜限	水・5限	教室	A3演習室	
<p>【授業の目標・概要】 現代日本政治の変化に関する著作（英文あるいは邦文）をとりあげて読み進める。政治学的研究・分析の仕方について学び、自ら、課題を発見して、調査・研究することへとつなぐことをめざす。</p> <p>【授業計画】 主として、開講時に指示する著作をテキスト（英文あるいは邦文）として講読し、各回、報告者に30分程度の報告を行ってもらい、その後、報告者が司会者となり、参加者全員で報告にもとづく討論を行う。参加者は、あらかじめ、テキストにおける論点や疑問点を提出しておき、司会者が問題点を整理して討論を進める。</p> <p>【授業の方法】 演習</p> <p>【成績評価方法】 評価は、平常点および期末のレポートによる。</p> <p>【教科書】 開講時に指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011303S	題目	グローバル証券市場法 1			
担当教員	神田 秀樹 教授		曜限	月・5限	教室	Y505演習室
<p>【授業の目標・概要】 この演習は、基本的には、すべて英語で行われる。 日本の証券市場に関する法制度（金融商品取引法制を中心とする）を英語で説明し、主要な問題を英語で討議する。 他国の制度との比較も試みる。</p> <p>【授業計画】 各回の具体的な予定は参加者が決定した第1回目に参加者と相談して決定するため、下記の予定は変更する可能性がある。 1. 日本の証券市場 2. 日本の金融商品取引法制の主要問題 ○上場会社関係 ○業者関係 ○取引所など 3. 主要国の制度との比較 ○アメリカ ○ヨーロッパ 4. 参加者による報告と討議</p> <p>【授業の方法】 演習</p> <p>【成績評価方法】 レポート等による。</p> <p>【教科書】 資料を作成して配布する。</p> <p>【履修上の注意・その他】</p>						

時間割 コード	011304S	題目	ドイツの憲法判例を読む			
担当教員	海老原 明夫 教授		曜限	月・4限	教室	B3演習室
<p>【授業の目標・概要】 ドイツ連邦憲法裁判所は、2012年7月25日の判決をもって、2008年7月3日の連邦選挙法違憲判決を承けて2011年11月25日の改正法が設けた議席配分に関する新规定を再び違憲と判断した。これによってドイツの連邦議会選挙制度改作業は振り出しに戻されることになったが、連邦憲法裁判所は選挙制度のあり方について立ち入った注文を立法者に課している。 この演習では、この新判決を読んで、ドイツ連邦議会選挙制度がどのような方向に変わっていくのかを検討することにした。</p> <p>【授業計画】 長大な判決なので、全体を概観したうえで、焦点を絞って読み解いていくことにしたい。</p> <p>【授業の方法】 ドイツ語の法的議論の正確な読解力を養う訓練を兼ねて授業を進めるので、あらかじめ担当部分を割り当てて報告してもらうのではなくて、その場で割り当てた部分を読んで訳してもらいかたちで授業を進める。 ドイツ語の基本的な文法知識はあらかじめ有していることが前提であるが、それ以上は毎週の努力次第である。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 教材の判決は配布する。</p> <p>【参考書】 参考文献、あるいはドイツ語を読むための道具等は、折に触れて紹介する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 ドイツ語が読めること、あるいは読む意欲のあることが参加の条件である。</p>						

時間割 コード	011305S	題目	現代法哲学の基本問題（11）			
担当教員	井上 達夫 教授		曜限	月・5限	教室	B4演習室
<p>【授業の目標・概要】 本年2月に世界の指導的思想家の一人たる法哲学者ロナルド・ドゥオーキンが逝去した。昨年の演習で、彼の最新の大著『ハリネズミの正義（Justice for Hedgehogs）』を検討したが、彼を追悼し、彼の学問的貢献にオマージュを捧ぐべく、本年の演習では彼の法哲学全般の包括的再検討を試みる。昨年は、彼のこの大著を読解し検討したが、本年は、現代の法哲学・政治哲学・道徳哲学の frontline で活躍する他の主要な論客（G. Cohen, W. Kymlicka, J. Raz, J. Waldron, T. Scanlon, A. Sen 等々）によるドゥオーキン理論の諸相に対する批判的論考とそれに対する彼の応答を検討することにより、①平等基底的リベラリズムに立脚する彼の正義論とその実践的含意、②法と道徳を解釈学的に統合する彼の法概念論とその法実践への含意、③メタ倫理学を規範倫理学に還元して懐疑論を克服するだけでなく、多元的に相克する諸価値の包括的統合をめざす彼のメタ価値論につき、その可能性と限界、現代世界と現代思想に対してそれがもつ意義を包括的に再考したい。</p> <p>【授業計画】 主題①と②については教材A全部と教材Bから抜粋した論考、また主題③については教材Bから抜粋した論考をそれぞれを素材にして考察する。彼の法哲学の全体像に関する導入的説明は演習初回に行う。ドゥオーキンの法哲学についての予備知識を受講者がもつことを前提とはしないが、彼の著作は最後の著以外ほとんど邦訳されているので、受講者は、少なくとも自己の報告担当箇所に関連する彼の著作の邦訳を参照することが望まれる。</p> <p>【授業の方法】 導入的説明を行う初回のみ講義形式。以後は演習形式。各回の報告担当者は自己が分担する英文教材についての内容要約とコメントからなる報告を行い、受講者全員でその主題につき討議する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点とレポート。</p> <p>【教科書】 A. Justine Burley (ed.), Dworkin and His Critics: With Replies by Dworkin, Blackwell Publishing Ltd., 2004 B. Symposium. Justice for Hedgehogs: A Conference on Ronald Dworkin's Forthcoming Book, Boston University Law Review, Vol. 90, No. 2 (2010)</p> <p>※英語教材は演習初回に配付する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011306S	題目	ファイナンス取引の課税			
担当教員	中里 実 教授		曜限	水・4限	教室	27番教室

【授業の目標・概要】

ファイナンス理論と課税の関わりについて扱う

【授業計画】

- I ファイナンスの考え方
銀行取引の構造——金融取引の役割、実物取引と金融取引の区分
ストックとフロー、キャッシュフローと割引現在価値、リスク
CAPM、裁定価格理論
- II 個人の行動
要素所得、課税所得、消費
利子と消費——移転と消費の区分
human capital
- III 企業の行動
企業所得と付加価値
企業会計とファイナンス
時価主義とキャッシュフロー会計
- IV 金融取引
デリバティブ、ポジションの合成と分割
証券化
移転価格

【授業の方法】

それぞれのテーマについて、担当者が報告し、全員で議論する

【成績評価方法】

平常点

【教科書】

特に指定しない

【履修上の注意・その他】

ファイナンスについての予備知識を前提としない

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011307S	題目	企業法務（株主・投資家の視点から企業を見る。）			
担当教員	唐津 恵一 教授		曜限	火・4限	教室	19番教室

【授業の目標・概要】

3月期決算の上場企業は6月に定時株主総会を開催することとなるが、これに向けた、各企業のIR活動をフォローすることにより、会社法・金融商品取引法等の運用の実態を把握するとともに、株主・投資家の視点で会社を評価することを試み、上場企業のあるべき姿を探る。

具体的には、上場企業の決算発表等のIR活動の調査分析、資本市場からの評価が対照的な2社の開示情報（有価証券報告書、計算書類、事業報告、株主総会参考書類、プレスリリース等）の読み込み分析、株主総会等での経営者のメッセージの分析などを参加者が主体的に行う。

【授業計画】

教師による概論講義（1回）、企業会計に関する調査報告（数回）、2社の有価証券報告書等過去の開示情報分析報告（数回）、2社の株主総会招集通知及び同添付書類等の分析報告（数回）、株主総会出席報告（逐次）、上場企業IR活動についての分析（随時）

【授業の方法】

講義、報告、議論。できれば毎回時事情報を提示し議論する時間を設ける。

【成績評価方法】

平常点

【教科書】

特になし。適宜配付する。

【履修上の注意・その他】

会社法（株主総会・計算等）、金融商品取引法（企業内容等の開示）及び企業会計についての基礎知識を有しているとよい。（特に必要とはしないが）

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011308S	題目	社会保障法の諸相			
担当教員	岩村 正彦 教授		曜限	金・5限	教室	B4演習室
<p>【授業の目標・概要】 通年の演習である。夏学期は、判決や論文の読み方を考えることを手始めに、社会保障法の各領域(公的医療保険、公的年金、介護保険、失業、生活保護など)における最近の動向を取り上げ、わが国の社会・経済の変化に対応した制度設計のあり方について検討を行う。こうした検討を通して、社会保障の諸領域の理解を深めることを目的とする。 冬学期は、社会保障法に関する裁判例(主としてに最近のもの)を取り上げ、報告者による報告と、それにもとづく参加者間での議論によって、検討する。それぞれの判決の意義、法解釈上の問題点、そして場合によって政策的なインプリケーション等について考えるとともに、法的な分析能力、思考力、プレゼンテーション能力、議論力を養う。 社会保障法は基本的な法律科目の応用であるので、演習で社会保障法を学ぶことは、3年生であればこれから学ぶ基本的法律科目の予習的意味があるし、4年生にとってはすでに学んだ基本的法律科目の復習・応用という意味がある。その点で、社会保障法の演習への参加は法学の学習を深める意味があり、それを支援するのも本演習の目的の一つである。また、社会保障法の学習を通して、現代社会のさまざまな側面を観察・考察することも本演習の目的である</p> <p>【授業計画】 夏学期は、社会保障の各分野の概要、公的医療保険、公的年金、介護保険、失業、生活保護などをテーマとして取り上げる予定である。冬学期は、事例設問、最近の社会保障法の領域の裁判例を取り上げる。 施設の見学を行う予定であり、また他大学の社会保障法ゼミとの合同で合宿を行うことも考えている。</p> <p>【授業の方法】 参加者の人数にもよるが、夏学期/冬学期ともに、参加者はおおむね2人ないし3人程度のグループで課題を担当し、当該課題について報告を行う。その回の報告者以外の参加者は、各自、当該課題について予習をし、議論に参加することが求められる。</p> <p>【成績評価方法】 平常点および夏学期末・冬学期末のレポートによる。</p> <p>【教科書】 とくになし。</p> <p>【参考書】 初回の演習で紹介する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 社会保障法についての知識を持っていることは必要ではない(社会保障法の講義は7学期配当であり、講義を聴講している4年生も講義と同時並行で社会保障法を学ぶことになるため)。積極的に報告の準備と予習をし、議論に参加する意欲のある者であればよい。また、上記のとおり3年生にとっても社会保障法の学習は有意義であるので、3年生の参加も大いに歓迎する。</p>						

時間割 コード	011309S	題目	経済と安全保障の交錯			
担当教員	藤原 帰一 教授		曜限	金・5限	教室	B3演習室
<p>【授業の目標・概要】 国境を越えた経済活動の拡大は、安全保障に関わる政策選択をどのように変えるだろうか。これまで、リベラリズムの立場からは相互依存の進展による費用対効果の変化が指摘され、リアリズムの立場からは経済と安全保障という争点領域を問わない権力闘争の継続が指摘されてきたことはよく知られているだろう。だが、経済と安全保障の交錯に関する理論も実証も必ずしも発展しているわけではない。むしろ、国際政治と国際政治経済という二つの研究領域の間で、この重要な論点を取り逃される傾向もあった。この演習は、その課題に取り組むリサーチセミナーである。</p> <p>【授業計画】 第一部では、経済と安全保障の交錯に関わる多様な論点について討論を行う。ゼミに参加される皆さんは、ここで取り上げる論文に徹底した批評を加えるだけでなく、どのような異なる仮説を立てることが出来るのか、またその仮説を立証するためにはどのような作業が必要なのかまで考えていただきたい。他の研究者による業績を検討することが、自分の研究を始める出発点だからである。 第二部では、具体的な事例に則して、市場統合の進展と安全保障政策の変化を結びつけることができるのか、各自が研究を開始し、その中間的な成果をゼミで報告するものとする。最後に、2013年9月に合宿を行い、この合宿において各自が執筆した論文を報告する。</p> <p>【授業の方法】 参加者はA、B、C、D四つの班に分かれる。それぞれの班は、シラバスに記された論文を読むだけでなく、その論文で展開された議論を吟味し、A4 演習室一枚のレジュメを作成し、ゼミにおいて10分以内で報告しなければならない。これは班毎の持ち回りではなく、毎回、それぞれの班が報告する、という意味である。 論文講読の後は独自に立てたテーマに沿った研究報告を行う。ここでは、班ごとに共通のテーマを立てる必要はないが、(1) 課題設定、(2) 仮説の設定、(3) 先行研究、(4) 立証方法、この4点は明確でなければならない。これを踏まえ、各自論文を完成し、夏休み後の合宿で発表する。</p> <p>【成績評価方法】 出席・報告と提出された研究論文によって評価を行う。評価の比重は、論文講読30%、中間研究報告30%、研究論文40%である。</p> <p>【教科書】 第1回の授業で指定し、ダウンロードの手順を述べる。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011310S	題目	民事訴訟法の基本問題			
担当教員	高田 裕成 教授		曜限	水・5限	教室	Y2演習室
<p>【授業の目標・概要】 判決手続に関するいくつかのトピックを検討することを通じて、民事訴訟法の基本的な理解を確認するとともに、手続法特有の考え方、発想を身につける機会を提供したいと考えている。</p> <p>【授業計画】 学生と相談の上、決定する。 たとえば、長谷部由起子＝山本弘＝笠井正俊・基礎演習民事訴訟法（弘文堂・2010）の設問を検討することなどがその候補である。</p> <p>【授業の方法】 演習形式。 演習の進行、たとえば毎回の報告者を指名するかどうかは、参加者との相談の上決めたいと考えているが、いずれにせよ、参加者全員で討議することが基本となる。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。場合によっては、ペーパーの提出を要求する。</p> <p>【教科書】 追って指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 民事訴訟法第1部履修済みであることに加えて、毎回周到な準備をして出席すること、積極的に議論に参加することを申込みの条件としたい。 意欲ある学生の参加を希望する。参加志望理由は、なるべく具体的に書くことが望ましい。</p>						

時間割 コード	011311S	題目	アメリカ戦後政治史文献購読			
担当教員	久保 文明 教授		曜限	火・5限	教室	Y505演習室
<p>【授業の目標・概要】 現代アメリカ保守主義の歴史について学習する。1960年代初頭には極端すぎて主流の有権者から受け入れられていなかった保守主義運動は、1980年にはその指導者ロナルド・レーガンを大統領に当選させるに至るまで成長した。このような保守主義の起源、変容、その過程と理由などについて、理解を深める。同時に、日本やヨーロッパと異なるアメリカの保守主義の特質とアメリカ政治の特徴についても学びたい。</p> <p>【授業計画】 第1-2回 ガイダンス、概説書の講読(日本語および英語版アメリカ史教科書)。 第3-10回 英文テキストの購読。おおよそ1回に1章。 第11-15回 参加者による報告。 合宿(7-8月) 参加者によるセミナー・ペーパーの発表。</p> <p>【授業の方法】 参加者による報告と討論を中心に演習形式で進める。課題文献について読了し、討論に参加できる準備をしたうえで出席することが重要である。また、なるべく早いうちに自分のセミナー・ペーパーのテーマを決めるように促し、自主的なリサーチを進めてもらう。とくに最後の数回は、参加者自身による研究報告を中心に授業を進める。</p> <p>【成績評価方法】 テキストの理解度、出席、討論への参加、およびペーパーの水準。</p> <p>【教科書】 Lisa McGirr, <i>Suburban Warriors: The Origins of the New American Right</i>, Princeton University Press, 2002. 有賀・大下・志邨・平野編『世界歴史体系・アメリカ史 2 1877年-1992年』山川出版社、1993。(1950-80年代の部分のみ使用)</p> <p>【参考書】 アメリカの大学で使用されているアメリカ史のテキストの例としてはさしあたり以下を参照。 The Unfinished Nation: A Concise History of the American People, Volume 2 [Paperback]</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011312S	題目	交渉と紛争解決			
担当教員	太田 勝造 教授		曜限	火・5限	教室	22番教室

【授業の目標・概要】

本演習は、種々の交渉シミュレーションの自作と実施を通じて、交渉・和解・調停・ディベートの実践的技法と理論的洞察を修得することを、その目的とする。交渉シミュレーションとは一種のゲームであり、演習参加者に交渉当事者の役割（たとえば裁判上の和解交渉における原告・被告・裁判官の役割、売買交渉の売手と買手など）を割り当てる。各参加者は、全員に共通の情報と自分だけに与えられた秘密情報に基づき合意を目指して模擬交渉を行うというものである。交渉シミュレーションによって、交渉の相当程度の現実的な状況や心理を実体験することができ、交渉における理論的問題や法的問題に対して現実感をもってアプローチすることが可能となる。交渉理論についてのパワーポイントによるプレゼンテーションも練習し、パフォーマンスの相互評価をする。

本演習では、主として民事法分野における取引交渉・紛争解決交渉に焦点を当てて交渉シミュレーションを行うが、それらに限られず、国際交渉や起業交渉、捜査取調べ交渉などでも良い。演習参加者は、さらに、紛争、訴訟、あるいは取引交渉などについての自己の経験や知見・見聞を、教材から学んだ理論によって分析し、それに基づいてオリジナルの交渉シミュレーション事例を作成する。演習期日においてその自作シミュレーションの実施を主宰する。参加者はシミュレーション実施後の感想・評価等を作成者に提出し、作成者はそれらを分析し、事例を改良してレポートとして教員に提出する。ディベート大会のためのゼミ合宿も予定している。なお、本演習参加希望者は、12月初めに予定されている『大学対抗交渉コンペティション』への参加も視野に入れておいて欲しい（このコンペティションの詳細については大会ホームページ(<http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/inc/index.html>)を、東大チームについては、太田ホームページを参照)。

【授業計画】

参加型実習方式で実施する。

担当者は、自作シミュレーションの作成の際に、事前に教員に添削を受ける等、シミュレーションの方式、形式、内容、運営等に関して指導を受けておくこと。

ゼミ合宿を行う予定である。合宿ではディベート大会などを行うことを予定している。

学習院大学等、他大学の交渉ゼミとの交流も予定している。

【授業の方法】

演習。交渉ゲームやシミュレーションを活用して実施する。パワーポイント等を利用したプレゼンテーションも実施する。

【成績評価方法】

平常点とレポートによる。

【教科書】

野村美明&太田勝造（編著）『交渉ケースブック』（商事法務）

【参考書】

フィッシャー&ユーリー『ハーバード流交渉術』（三笠書房文庫）、アクセルロッド『つき合い方の科学』（ミネルヴァ書房）、草野芳郎&太田勝造（編著）『ロースクール交渉学』（白桃書房）など。

【履修上の注意・その他】

参加者同士での交渉シミュレーションを実施するので、欠席は原則として認められないことに留意すること。止むを得ない事由によって欠席せざるを得なくなった場合は、必ず事前に教員と当該州の担当者に連絡して、シミュレーション対戦の組合せなどで、他の参加者に迷惑を掛けないようにしなければならない。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011313S	題目	ラテンアメリカの人権問題																																			
担当教員	大串 和雄 教授		曜限	月・4限	教室	A4演習室																																
<p>【授業の目標・概要】 本科目は、ラテンアメリカの人権をめぐる諸問題を考察する。扱われるテーマは、人権侵害の実態、人権侵害の原因、国際・国内の人権運動、過去の人権侵害の清算を含む。</p> <p>【授業計画】</p> <table border="0"> <tr> <td>4月 8日</td> <td>休講</td> <td>4月15日</td> <td>ゼミの説明</td> </tr> <tr> <td>4月22日</td> <td>ゼミの説明(2)</td> <td>4月29日</td> <td>休日</td> </tr> <tr> <td>5月 6日</td> <td>休日</td> <td>5月13日</td> <td>『虐殺の記憶』 コンパ?</td> </tr> <tr> <td>5月20日</td> <td>Cardenas, Introduction (17pp.)</td> <td>5月27日</td> <td>Cardenas, Chapter 1 (31pp.)</td> </tr> <tr> <td>6月 3日</td> <td>Cardenas, Chapter 2 (28pp.)</td> <td>6月10日</td> <td>Cardenas, Chapter 3 (19pp.)</td> </tr> <tr> <td>6月17日</td> <td>Cardenas, Chapter 4 (30pp.)</td> <td>6月24日</td> <td>Cardenas, Chapter 5 (26pp.)</td> </tr> <tr> <td>7月 1日</td> <td>Cardenas, Chapter 6 (28pp.)</td> <td>7月 8日</td> <td>Cardenas, Chapter 7 (22pp.)</td> </tr> <tr> <td>9月未定</td> <td>合宿</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【授業の方法】 履修者は全員がテキストを読み、毎回コメント・質問を提出する(英文テキストの分量は毎週 17～31 ページ)。また、英文テキストについては当番制でレジュメを提出する。毎週の授業はあらかじめ提出されたレジュメおよびコメント・質問の検討を中心に行なう。授業は原則として毎回延長するが、用事がある者には定時の退出を認める。9月には1～2泊の合宿を行なう。合宿では履修者は、ラテンアメリカの人権問題に関する報告を行なう(文献の紹介でもよい)。履修者の関心によってはラテンアメリカ以外の地域を取り上げることも許可する。</p> <p>【成績評価方法】 課題の提出と内容、および授業における貢献による。</p> <p>【教科書】 ①歴史的記憶の回復プロジェクト編『グアテマラ 虐殺の記憶—真実と和解を求めて』岩波書店、2000年。 ②Sonia Cardenas 著 Human Rights in Latin America: A Politics of Terror and Hope (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2010). 上記の①はこちらで用意する。上記の②は履修者が各自で早めに入手すること。</p> <p>【参考書】 ラテンアメリカ政治の背景知識がない人は概説書を読んでおくことを勧める。たとえば以下のものがある。 ①加茂雄三他『ラテンアメリカ』第2版、自由国民社、2005年。 ②国本伊代・中川文雄編『ラテンアメリカ研究への招待 [改訂新版]』新評論、2005年。 ③Thomas E. Skidmore, Peter H. Smith, & James N. Green 共著 Modern Latin America, 7th ed. (New York: Oxford University Press, 2010).</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>							4月 8日	休講	4月15日	ゼミの説明	4月22日	ゼミの説明(2)	4月29日	休日	5月 6日	休日	5月13日	『虐殺の記憶』 コンパ?	5月20日	Cardenas, Introduction (17pp.)	5月27日	Cardenas, Chapter 1 (31pp.)	6月 3日	Cardenas, Chapter 2 (28pp.)	6月10日	Cardenas, Chapter 3 (19pp.)	6月17日	Cardenas, Chapter 4 (30pp.)	6月24日	Cardenas, Chapter 5 (26pp.)	7月 1日	Cardenas, Chapter 6 (28pp.)	7月 8日	Cardenas, Chapter 7 (22pp.)	9月未定	合宿		
4月 8日	休講	4月15日	ゼミの説明																																			
4月22日	ゼミの説明(2)	4月29日	休日																																			
5月 6日	休日	5月13日	『虐殺の記憶』 コンパ?																																			
5月20日	Cardenas, Introduction (17pp.)	5月27日	Cardenas, Chapter 1 (31pp.)																																			
6月 3日	Cardenas, Chapter 2 (28pp.)	6月10日	Cardenas, Chapter 3 (19pp.)																																			
6月17日	Cardenas, Chapter 4 (30pp.)	6月24日	Cardenas, Chapter 5 (26pp.)																																			
7月 1日	Cardenas, Chapter 6 (28pp.)	7月 8日	Cardenas, Chapter 7 (22pp.)																																			
9月未定	合宿																																					

時間割 コード	011314S	題目	現代中国の政治と社会			
担当教員	高原 明夫 教授		曜限	金・5限	教室	B5演習室
<p>【授業の目標・概要】</p> <p>1) 最近発行された現代中国に関する書籍や論文の精読を通して中国の政治、社会、経済、外交についての客観的な理解を深める。</p> <p>2) グループ分けした少人数での議論及び全体討論を繰り返すことによって、他人の意見に耳を傾けた上で、説得力のある話をする事ができる能力を育てる。</p> <p>3) 各自小論文1本を執筆し、論文集にまとめる。</p> <p>4) 学生のイニシアティブの下、他校とのインカレ・ゼミを開き、有志で外国の大学生と交流する。</p> <p>【授業計画】</p> <p>毎回、新書1冊程度の文献を読む。 インカレ・ゼミなどの実施については、学生が他大学の担当学生と協議して決める。</p> <p>【授業の方法】</p> <p>司会担当学生に、コメントや論点をあらかじめ送る。 司会の指示のもとに、グループ分けした少人数での議論及び全体討論を行う。</p> <p>【成績評価方法】</p> <p>平常点（司会や討論での貢献）および小論文による。</p> <p>【教科書】</p> <p>毛里和子ほか『21世紀の中国 政治・社会篇』（朝日選書）など。授業中に指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】</p> <p>法学政治学研究科総合法政専攻と合併の授業である。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011315S	題目	外交と国際法			
担当教員	中谷 和弘 教授		曜限	月・5限	教室	19番教室
<p>【授業の目標・概要】 外交に関連する諸問題を国際法の観点から検討する。最初に私から外交と国際法に関する最近の若干の主題（「北極と国際法」「外交的庇護と国際法」「ホルムズ海峡と国際法」「政府系ファンドと国際法」「領土問題と国際法」を予定）について講義した後、外交に関連する国際法上の諸問題(安全保障・テロ、領土・海洋・航空・宇宙・サイバー、外交・領事関係、経済、環境・エネルギー等)のうち、参加者の関心の高いものについて、具体的に検討する。あらかじめ割当を決めて順次報告してもらい、議論するという形で進める。外交実務との関係を常に意識しながら検討をすすめることにしたい。 独創的な論理を追うのではなく、オーソドックスな知見を身につけること、まとまった文章を書くこと、集団討論に慣れることを主目標とする。 外交実務家による講演や外交史料館見学も予定している。 7月後半に補講（本郷又は検見川セミナーハウス）を行う可能性あり。余裕があれば外交 simulation game も行いたい。 また、未確定ながら4月22日は世界銀行 Ragazzi 法律顧問の講演を予定。</p> <p>【授業計画】 上述のように、あらかじめ割当てを決めて順次報告してもらうことになる。</p> <p>【授業の方法】 ゼミ形式にて行う。 授業は日本語にて行う。</p> <p>【成績評価方法】 詳細なレジメに基づく報告、まとめのレポート、出席・議論状況を総合的に評価する。</p> <p>【教科書】 特に用いない。</p> <p>【参考書】 特に用いない。必要に応じて指示・配布する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 ゼミの終了時刻は毎回午後6時20分以降となることが予想されるため、空けておくこと。</p>						

時間割 コード	011316S	題目	労働法重要判例演習			
担当教員	荒木 尚志 教授		曜限	水・5限	教室	19番教室

【授業の目標・概要】

雇用・労働問題は「内々定取消し」「派遣切り」「名ばかり管理職」「過労死・過労自殺」「セクハラ・パワハラ」「整理解雇」など、マスコミでも多く取り上げられており、皆さんにとっても身近な法律問題だと思います。これらの問題は、労働裁判としても争われ、法律を具体的な社会問題に解釈・適用するとはどういうことか、さらには、雇用システムの変化に対応してこれからの労働法政策のあり方をどう考えるべきかについての格好の素材を提供しています。

そこで、このゼミでは、最新の（つまり、判例評釈も出ていないため、皆さんが自分の頭で考えるしかない）重要裁判例を取り上げながら、変化する雇用システムの下で生起する法的問題について、法解釈論と立法政策の双方について議論します。そして、生の判例を読む力、事実関係を正確に認識・分析し、法的な論理を組み立てて説得的な議論を展開する力の修得を目指します。

実際のゼミの運営は、男女・学年を混合した4人の報告グループを作り、各グループが学期中に2件の報告を担当します。荒木ゼミではゼミ生が主役。皆さんがとことん議論することを重視し、教師は最後の15分まで口を開きません。司会進行もゼミ生が担当します。ゼミの議論の冒頭、全員に一言コメントを求めますので、荒木ゼミで一度も発言せずにゼミが終わることはあり得ません。是非、議論する醍醐味を味わって欲しいと思います。労働法未修者も歓迎します。

なお、5限の授業ですが、午後7時過ぎまでは議論が白熱しているのが通例ですので、参加に当たっては留意して下さい。

【授業計画】

10-12件の最新労働判例を取り上げ、その法解釈上・雇用労働政策上の課題について議論し、最後に教師がコメントを加える。

【授業の方法】

演習：グループによる報告形式をとる。

【成績評価方法】

成績を A+・A・B・C（2012年度以降の入学者はC+・C-）・F で評価する。

【教科書】

判例教材を配布する。

【参考書】

荒木尚志『労働法（第2版）』（有斐閣、2013年）

【履修上の注意・その他】

時間割 コード	011317S	題目	ヨーロッパ統合と法：ヨーロッパ法と国内法			
担当教員	伊藤 洋一 教授		曜限	水・5限	教室	A2演習室
<p>【授業の目標・概要】</p> <p>ヨーロッパ統合の大きな特色は、「法による統合」であることである。その結果、ヨーロッパ各国では、国内法の「ヨーロッパ法化」が近年顕著な現象となっており、EU法の影響を無視して加盟国の国内法を研究することは、次第に困難となってきている。</p> <p>しかしながら、そのような影響関係は、ヨーロッパレベルからの一方的な関係ではなく、実は双方向的なものである点に注意する必要がある。EU裁判所は、しばしば反ヨーロッパ統合論者の槍玉にあげられるが、ヨーロッパ法における判例法形成には、さまざまなアクターが関わっていることを無視してはならない。裁判所は、提訴されない事件について判決を下すことはできない。ヨーロッパ法の判例法形成は、決してEU裁判所のみによってなされてきたのではなく、訴訟当事者(加盟国政府、弁護士、多国籍企業からNGOまで)、国内裁判所の働きかけも大きな役割を果たしているのである。</p> <p>EU法の国内法における重要性が高まるにつれて、国内法の拘束を打破するために、ヨーロッパ法を利用しようとする戦略的訴訟利用の動因も高まるのは、経済の「グローバル化」が喧伝される現在の政治・社会状況を考えれば当然であろう。立法・政策決定過程に対するロビーイング、アメリカ法に見られる「制度改革訴訟」類似の現象は、ヨーロッパ法にも存在する。しかし、純粋な実定法解釈学の枠内では、そのようなヨーロッパ法形成の背景に対する問題関心は低く、またその実態に関する分析も極めて稀である。</p> <p>そこで、今年度は、このようなヨーロッパ法における戦略的訴訟利用を扱うフランス語論文を講読する。著者は、EU裁判所の調査官であり、ヨーロッパ法と国内法(特にフランス、ベルギー法)に明るく、特定の法領域に止まらない分野横断的な分析を試みる点で、興味深いと思われるからである。</p> <p>【授業計画】</p> <p>本演習では、上記フランス語文献を、特に参加者の分担を事前に決めることなく、講読する予定。</p> <p>【授業の方法】</p> <p>演習。</p> <p>【成績評価方法】</p> <p>平常点による。</p> <p>【教科書】</p> <p>本演習では、下記の文献を講読する予定(但し、開講までに更に新しい適当な文献が現れた場合には変更の可能性あり)。</p> <p>Masson, Antoine, Théorie et pratique des procès orchestrés à des fins de modification de l'état du droit, in Beaufort, Viviane de & Antoine Masson(éd.), Lobbying et procès orchestrés, Bruxelles, Larcier, 2011, p. 151-174.</p> <p>【履修上の注意・その他】</p> <p>上記文献は、その内容上、フランス法およびヨーロッパ法に関する一応の知識(法源、政策決定過程等)を前提して書かれているので、できればヨーロッパ法の授業に出席するか、適当な概説書を予め読んだ上で、本演習に出席することが望ましい。</p> <p>なお、フランス語文献読解の訓練も、本演習の重要な目的の一つである。本格的なヨーロッパ法研究には、英語だけでは到底十分とは言えない。フランス語を読む意欲のある者の参加を希望する。</p>						

時間割 コード	011318S	題目	民法判例研究			
担当教員	森田 宏樹 教授		曜限	火・5限	教室	Y2演習室

【授業の目標・概要】

本演習では、比較的最近に出された民法に関する最高裁判例を素材として、判決を読み解くことの基本を学ぶことを目的とする。

法学部の授業において、判例が扱われるさいには、簡略化された事案の説明とある判決が提示した先例規範についての教師の1つの見方が説明されるにすぎないが、いうまでもなく、判例というのは、具体的な事案に即して生成されたものであり、判決をみずから読み解くことによって、判例という先例規範がいかにして形成されていくものなのかということの意味を掴むことができる。

本演習では、「判決を読む」というオーソドックスな教育方法を通じて、参加者は、それぞれの判例に含まれる法解釈論上の問題について学ぶだけでなく、具体的な事案に即して考えることを学ぶこと、そして先例規範としての判例とはいかなるものなのかについて理解を深めることを目的とする。それとともに、単に講義を受けるだけでは得られない、判例や文献をみずから検索すること、問題を分析検討した結果を構成して人前でわかりやすくプレゼンテーションすること、といった基礎的な能力を習得することも目的とする。

【授業計画】

第1回 本演習をはじめるにあたって

本演習の目的および進め方について説明し、各回の報告担当者および反論者を決定したのち、判例評釈その他の文献の具体的な調べ方について説明する。

第2回 判例の読み方の基本知識

実際に最高裁判決を読んでみることで、判決の読み方についての基礎的知識を習得するとともに、ある判決から先例としての規範を抽出するとはどういうことなのかのイメージを掴む。

第3回以降

担当者の報告に基づいて、参加者全員で議論をしながら、各回の判決を読み解いていく。

【授業の方法】

演習の進め方としては、各回、報告の担当者を決めて1つの判決を扱い、担当者の報告に基づいて、参加者全員で判例の検討を行う。報告者は、当日、30分程度の報告を行うほか、当該判決についての参考文献リストを作成して、事前に配布することが求められる。他方、担当者以外の参加者は、各回の判決を読んでくることを最低限の義務とする。毎回できる限り全員が積極的に議論に参加することが期待されている。

【成績評価方法】

報告・レポートおよび平常点による。

報告者は、ゼミでの議論を踏まえて、その担当した判例の評釈（6000字程度）をまとめて提出することが単位取得の要件となる。

【教科書】

特になし。

【参考書】

開講時に指示する。

【履修上の注意・その他】

時間割 コード	011319S	題目	政策過程の事例研究			
担当教員	田邊 國昭 教授		曜限	水・5限	教室	A4演習室
<p>【授業の目標・概要】 政策研究では、政策の具体的な場面を見据えながら、より一般的な視座と行き来しつつ、思考することが求められる。本演習では、このような思考力を養うため、いくつかの具体的な政策を取り上げて、その政策の決定及び執行の過程、さらに政策内容の設計に関する事例研究を行う。 特定の政策が結実するためには、政策の具体的な内容を作成して行くと同時に、これを政治行政過程の中で結実させて行く戦略が必要となってくる。よい内容の政策案であっても、その政策に対する支持を調達することができず、政治行政の過程を生き延びる確率が極めて低い場合には、政府の政策として実現することはない。事例研究は、政策の決定過程と政策の内容との二つの分析を必要としている。この演習を通じて、政策の過程と内容を合わせて具体的に考察する力を身につけることを目標とする。</p> <p>【授業計画】 UT-Mate のシラバスを確認すること。</p> <p>【授業の方法】 演習は、2部から構成される。第1部では、毎週1つの政策事例を取り上げ、予め指定された文献等を読んできていることを前提として、報告と議論によって進める。第2部は、参加者による政策事例の報告と討論である。3人程度で6つのグループを構成し、各グループが選んだテーマに基づき報告をしてもらう。</p> <p>【成績評価方法】 成績は、演習における発言を通じた建設的な貢献度、報告の内容、及び各自の関心に従って事例を取り上げ分析した最終レポートの3つを勘案して評価する。報告は、グループとしてのパフォーマンスであるが、最終レポートは個人として提出することを求める。レポートは、政策事例として独立して読めるようなものを提出すること。枚数の制限はない。最終レポートの提出期限は、8月中旬を予定している。</p> <p>【教科書】 演習で取り上げるテキストは、コピーを用いる予定である。</p> <p>【参考書】 参考書としては、以下のものが便利である。 草野厚 『政策過程分析入門』 (東京大学出版会、1998年) 城山英明・鈴木寛・細野助博編著 『中央省庁の政策形成過程－日本官僚制の解剖－』 (中央大学出版部、1998年) 他は、演習時に指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】</p>						

時間割 コード	011320S	題目	政治学の方法と実証			
担当教員	加藤 淳子 教授		曜限	月・5限	教室	A3演習室
<p>【授業の目標・概要】 政治学の分析の方法の文献を読み、参加者がそれを政治現象や政治行動の理解に応用できるよう理解を深める。</p> <p>【授業計画】 政治学の方法の導入にふさわしい初歩的なものから、ある程度の応用が可能な中高度のレベルのものまでを含む文献を順に読み込み理解していく。日本語の文献を中心とするが、随時、英語の文献を扱う。</p> <p>【授業の方法】 政治学の方法に関する文献を全員が読んで準備をしてきた上で、担当者の発表を基に、議論を進める。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 適宜指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011321S	題目	日本法制史文献購読			
担当教員	新田 一郎 教授		曜限	火・5限	教室	A3演習室
<p>【授業の目標・概要】 日本（中世）法制史学の重要文献を関連文献と併せ批判的に読解し、日本中世史学の成り立ちについて吟味するとともに、日本前近代の「法」現象を理解するための理論的な見通しを得る。</p> <p>【授業計画】 第1回は導入のため関連文献の簡単な説明など 第2回以降は、テキストの会読と関連文献・史料の確認・吟味を順次進める</p> <p>【授業の方法】 演習方式 テキストを会読し、参加者による報告を適宜交えつつ、討論する</p> <p>【成績評価方法】 平常点によるほか、レポートの提出を求めることもある</p> <p>【教科書】 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店）</p> <p>【参考書】 さしあたり、 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂） 佐藤進一『日本の中世国家』（岩波書店） 佐藤進一『日本中世史論集』（岩波書店） その他、授業中に適宜指示する</p> <p>【履修上の注意・その他】 教科書として用いる『鎌倉幕府訴訟制度の研究』の原著は1943年に畝傍書房から刊行されているが、ページ数を統一する必要から、会読に際しては1993年岩波書店版を主テキストとして用い、畝傍書房版は適宜参照するにとどめる。参加者は岩波書店版を各自購入し持参すること。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011322S	題目	憲法学を読む			
担当教員	石川 健治 教授		曜限	金・5限	教室	Y505演習室
<p>【授業の目標・概要】 講義では十分に論ずることのできない基礎的ないし原理的な論点を、掘り下げて考察することを目標とする。その際、演習が散漫なものになるのを防ぐための工夫として、参加者には、「書評」という文章ジャンルに挑戦されるよう、強く希望したい。</p> <p>【授業計画】 毎回の報告者には、各自興味ある主題に関する憲法学の著書・論文を読破したうえ、その単なる紹介に止まらない分析・批評をしてもらう。そして、これを素材として討論を行い、当該主題に関する理解を深めてゆくことにしたいと考えている。</p> <p>【授業の方法】 演習形式による。</p> <p>討論に際しては、毎回用意されている <i>contra-rapporteur</i> [対照報告者] が議論をリードすることとし、教師の見解が当座の「正解」として折角の多様な（といえば聞こえが良いが……）議論を収束させないように心がけている。</p> <p>【成績評価方法】 平常点及びレポートによる。</p> <p>【教科書】 特になし。</p> <p>【参考書】 特になし。初回に多少のサジェスションを行うかもしれない。</p> <p>【履修上の注意・その他】 憲法第1部を履修済である者に限る。少数精鋭のゼミになることを期待する。</p> <p>他学部の学生(大学院生は不可)で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011323S	題目	比較証券市場法			
担当教員	神作 裕之 教授		曜限	金・5限	教室	Y2演習室
<p>【授業の目標・概要】 本演習では、金融グループの法規制のあり方について、検討する。近年、グローバルに活動する金融機関は、金融グループとりわけ持株会社を頂点とする持株会社グループを形成する場合が少なくない。とくに、金融グループに証券会社と銀行が含まれている場合を念頭に置きながら、金融グループが形成される理由について検討した後、金融グループの規制上の問題点を指摘し、監督法上および民事法上の観点から規制もしくは規律のあり方について検討を行う。比較法としては、アメリカ法とEU法を参照する予定である。したがって、参考文献には英文資料が含まれる。</p> <p>【授業計画】 予め担当者にテーマを割当て、その報告に基づき討論する形式で、演習を進めてゆく。主として、以下の事項を取り上げる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 金融グループの実態および金融グループが形成される理由と問題点 II 金融グループに係る監督法上の規制モデル III 監督法上の規制－個別論点 IV 金融グループのガバナンス V 金融グループのリスク管理 VI 金融グループの破綻処理 <p>【授業の方法】 演習方式で行う。予め担当者にテーマを割当て、その報告に基づき討論する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点およびレポートによる。</p> <p>【教科書】 使用しない。</p> <p>【参考書】 参考書・参考文献については、開講時に指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】</p>						

時間割 コード	011324S	題目	政治学史原典購読			
担当教員	川出 良枝 教授		曜限	水・5限	教室	A5演習室
<p>【授業の目標・概要】 主権論の定礎者としてあまりにも有名な Jean Bodin ではあるが、そのテキストは邦訳がないこともあって、実際に熟読したことがある者は意外と少ないのではないか。本演習では、その『国家論』を原典で読む。ただし、歴大な分量であるため、第一編第 8 章、10 章、第 2 編 1 章を講読する予定である。</p> <p>【授業計画】 初回はオリエンテーリングをおこない、参加人数をふまえて、各人が担当する部分を指定する。第 2 週以降は、第一編第 8 章、10 章、第 2 編 1 章を順次講読する。担当者は、毎回、担当箇所について、詳しい内容紹介と問題提起をおこない、その後、参加者全員による討論の時間を設ける。</p> <p>【授業の方法】 演習による。 授業計画に準じた形で進める。なお、担当者には、単にボダンのテキストの内容のみならず、そこで言及されている諸作品や、歴史的背景を詳細に調査することも求められる。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。最低一回の報告が求められる。</p> <p>【教科書】 教材として、フランス語のオリジナル (Jean Bodin, <i>Les Six Livres de la République</i>, 1986, Fayard) と英訳 (Jean Bodin, edited and translated by J. H. Franklin, <i>On Sovereignty</i>, Cambridge Texts in the History of Political Thought) を用いる。いずれも、こちらで用意するが、英訳はネット等で比較的簡単に入手できる。</p> <p>【参考書】 演習の進捗に合わせて、随時紹介する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 講読するテキストはこちらで用意する。ボダンのフランス語の原典はフランス語の既習者にとっても、そう簡単に読みこなせるものではないため、英訳を主として用いることになるかもしれない。参加者と相談して決定する。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内 (4/1~4/4) に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011325S	題目	税制と配分的正義(6)			
担当教員	増井 良啓 教授		曜限	月・5限	教室	A2演習室
<p>【授業の目標・概要】 法学部に進学した皆さんなら、日本社会で経済的格差が拡大しているとか、高齢化が進む中で世代間の公平こそが問題だとか、グローバルにみた飢餓と貧困を放置してよいのかとかいった言説を耳にしたことがあるでしょう。でも、そういった問題が、日々の授業で学んでいることとどのように関係するか、しっかり把握できている人は、実はそれほど多くないのではないのでしょうか。ましてや、分配の正義についてどのようなスタンスで考え、それと整合的な形でどう法制度を組み立てていくべきか、自分の言葉で確信をもって語るができる人は、少ないのではないのでしょうか。この小人数の演習では、広く税制に関係する最近の文献を会読することで、このような問題について濃密に議論し、あるべき社会を構想する力を養うことを目標とします。</p> <p>【授業計画】 大きくいて、次の3つの問題群を検討します。 ○経済的格差について ○世代間の公平について ○国境を越える正義について</p> <p>【授業の方法】 文献会読と討論。</p> <p>【成績評価方法】 報告とレポートによる。</p> <p>【教科書】 開講時に相談して、会読する文献リストを確定する予定です。</p> <p>【参考書】 宇沢弘文ほか編『格差社会を越えて』（東京大学出版会、2012年） 井上達夫『世界正義論』（筑摩書房、2012年） 神山弘行「財政問題と時間軸—世代間衡平の観点から」公法研究74号（2012年） 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』（日本経済新聞社、2011年） 橋本健二『「格差」の戦後史』（河出ブックス、2009年） アマルティア・セン＝後藤玲子『福祉と正義』（東京大学出版会、2008年） L・マーフィー＝T・ネーゲル『税と正義』（名古屋大学出版会、2006年） 白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』（東京大学出版会、2006年） 大竹文雄『日本の不平等』（日本経済新聞社、2005年） 樋口美雄ほか編著『日本の所得格差と社会階層』（日本評論社、2005年） ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』（木鐸社、1995年）</p> <p>【履修上の注意・その他】 租税法や法哲学、財政学についての前提知識は特に要求しません。会読する文献以外にも、教室の内外で能動的に情報を探り出し、積極的に議論に貢献する意欲を持つ方を歓迎します。</p> <p>【関連ホームページ】 http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/</p>						

時間割 コード	011326S	題目	行政法文献講読			
担当教員	山本 隆司 教授		曜限	月・5限	教室	A6演習室
<p>【授業の目標・概要】 最近日本で発表された行政法の学術論文を講読することにより、行政法と行政法学の近時の動向を把握するとともに、行政法と行政法学の近時の諸課題について深い考察を目指す。</p> <p>【授業計画】 それぞれの受講者が選択した行政法に関わるテーマを、毎回1ないし2つ取り上げ、当該テーマに関わる学術論文を分析する。分析の際には、できるだけ具体的な問題や判決と関係づけるようにし、議論が過度に抽象的になることを避ける。 各回の具体的な進め方としては、受講者が自身で選択したテーマおよび当該テーマに関わる論文について、詳細なレジュメを用意して報告を行い、次いで全員で議論する。できるだけ全員での議論に時間をとるようにする。また、受講者が報告の準備の段階で、他の数名の受講者からアドバイスを受けられるように、あらかじめグループをつくる（報告を行うのは、グループ単位でなく個人単位である）。 受講申込みにあたっては、関心のある行政法上のテーマを記述すること。多くの受講者の希望が特定のテーマに集中した場合には、調整を行う必要があるため、複数のテーマを記載することが望ましい。総論・救済法・組織法（行政法第1部・第2部）の一般的なテーマでも、環境法・社会保障法など各行政分野のテーマでもよい。また、特定の学術論文を講読したいという希望がある場合は、その旨も記述すること。このように論文まで特定して希望を記載しなくてもよいが、その場合は、希望されたテーマに関わる論文を、初回に当方から提案する。</p> <p>【授業の方法】 演習</p> <p>【成績評価方法】 平常点による</p> <p>【教科書】 特定の教科書は用いない。</p> <p>【参考書】 近時の行政法の代表的な学術論文は、毎年公刊される雑誌「公法研究」の「学界展望（行政法）」欄に紹介されている。また、行政法に関わる学術論文が多数収録されている記念論文集で、最近公刊されたものを、網羅的なリストではないが、いくつか挙げておく。 加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』 水野武夫先生古稀記念論文集『行政と国民の権利』 阿部泰隆先生古稀記念『行政法学の未来に向けて』</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011327S	題目	日本政治思想史史料会読			
担当教員	荻部 直 教授		曜限	火・5限	教室	A4演習室
<p>【授業の目標・概要】 担当者との報告と、参加者全員の討論によって進める。毎週、丹念に辞書を引き、わからない言葉を調べながらテキストを読まなくてはならないので、予習の負担は重い。ほかの授業の成績や就職・進学のことを放念して、下調べに専心し、大学院生を含む参加者と活発に議論する、「ノリのよさ」のない人はお断り。なお、前近代の日本思想史に興味のある人は、大学院演習（金曜2限、今年度は會澤正志斎『新論』）に単位なしで参加するのも可。</p> <p>【授業計画】 戦後日本の政治学における、デモクラシー論とリアリズムとの交錯を、さまざまなテキストを読みながら探る。戦時中の京都学派、南原繁から始めて、戦後の丸山眞男、岡義達、永井陽之助…といったあたりをとりあげ、1960年代までたどる予定。開講は4月16日の予定であるが、掲示に注意すること。</p> <p>【授業の方法】 毎回、報告担当者を決め、一人30分の報告ののち、全員で討論する。参加者全員が、あらかじめテキストを、わからない箇所は自分で調べながら熟読し、何かコメントを考えて授業に臨むことが必須である。授業時間は延長する。</p> <p>【成績評価方法】 口頭報告＋ふだんの授業態度＋（参加多数の場合）レポート</p> <p>【教科書】 コピーを配布するか、もしくは各自購入。さしあたり『丸山眞男講義録』第3冊（東京大学出版会）と、永井陽之助『平和の代償』（中公クラシックス版）を、生協にて各自購入しておくこと。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011328S	題目	国際行政論演習			
担当教員	城山 英明 教授		曜限	火・5限	教室	A6演習室
<p>【授業の目標・概要】 グローバルな安全、保健、金融等様々なリスクに対応する国際行政について、活動内容及び財政・人事・情報管理を含めた管理運営の現状と課題について、様々な政府間及び民間の国際組織の文書、研究論文、シンクタンク等のレポートを素材として検討する。具体的には、俯瞰的なリスク対応を対象とする G8 及び G20、OECD、平和維持活動関係組織等、国際保健関係組織（UNICEF、WHO、民間組織等）組織、国際金融関係組織、IAEA、Codex 委員会、国際リスクガバナンスカウンシル、リスクマップを作成している世界経済フォーラム等を対象として、広義のリスク管理の課題について扱う。各分野の専門家や実務家による講演の機会も設ける。</p> <p>【授業計画】 文献・資料（英語文献）に関する報告を参加者が行い、議論する。また、各分野の専門家や実務家から現場の話聞く機会も設定する。最終的には参加者が関心のあるテーマについてレポートの作成を求める。</p> <p>【授業の方法】 ゼミ形式で行う。</p> <p>【成績評価方法】 平常点、報告、レポートによる。</p> <p>【教科書】 なし。</p> <p>【参考書】 授業開始の際に、文献および資料のリストを配布する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 多くの英語文献を購読することが求められる。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011329S	題目	自治体行政調査（川口市介護保険行政）			
担当教員	金井 利之 教授		曜限	水・4限	教室	B1演習室
<p>【授業の目標・概要】 本演習では、現代日本の自治体行政の実態を理解することを目的とする。 本年度は、具体的に、川口市の介護保険行政を採り上げる。昨年度の国民健康保険と並び、今日、非常な困難がつきまとう国民健康保険行政が、行政実務的には、実際に、どのようになされているのかにつき、知見を深めることとする。 ここ4カ年ほど、川口市に関しては総合計画・行政管理・合併・国民健康保険を題材として採り上げたところであるが、その延長線上にある。</p> <p>【授業計画】 第1回 概要説明 第2回～ 川口市実務者からのヒアリング なお、夏休み中に、インターンシップ的な参与観察を企画</p> <p>【授業の方法】 演習方式である。 介護保険行政に携わっている現職の職員の方その他関係者をゲストスピーカーとしてお招きして、ヒアリング調査を行う。参加学生は、分担してヒアリング記録を作成して提出するものとする。ヒアリングの実施は、必ずしも負担の軽いものではないが、極めて重要な技能の育成に貢献するので、積極的な参加を期待したい。</p> <p>【成績評価方法】 平常点およびレポート等による。 具体的には、出席、挨拶、質疑への参加、開講時提出のレポート、事後的なヒアリング記録、等を総合的に勘案する。</p> <p>【教科書】 特になし</p> <p>【履修上の注意・その他】 開講は通年であるが、主として、冬学期の比重が多くなる。 また、夏休み中に、川口市役所内でのインターンシップ的な参与観察も企画している。 詳細な計画は初回に提示するので、初回から、必ず出席して欲しい。</p> <p>【関連ホームページ】 川口市の公式ホームページ</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011330S	題目	イスラーム法の専門用語			
担当教員	両角 吉晃 教授		曜限	水・4限	教室	B4演習室
<p>【授業の目標・概要】 本演習では、イスラーム法において用いられている基本的な専門用語（我々にとっての所有権や債務といった概念と同じように重要な役割を果たしている法律用語）の分析を行う。分析に際しては、伝統的なイスラーム法学のテキストに現れた法概念を対象にしつつ、近現代の西洋法継受によって形成された現代中東法の諸概念との比較を分析の手がかりとするために、近現代に書かれたイスラーム法に関するテキスト（法典草案など）との比較も行う。 テキストは、主として、英訳されたアラビア語テキストであるが、英訳がない場合には、演習担当者による和訳を用いる。英訳を読む場合であっても、当然ながら、元になったアラビア語の法的諸概念の内容が問題になるわけであるが、アラビア語の読解能力は不要である。 むしろ、法的概念を正確に使う能力の方が重要であり、その意味で、参加者は4年生以上であることが望ましいが、3年生の履修も可能である。</p> <p>【授業計画】 初回の授業で、イスラーム法についての基本的な知識について講義形式で説明する。 その上で、複数のイスラーム法学書・中東法関連文献の英訳および和訳に依拠しながら、法概念の内容を同定するための作業を行う。</p> <p>【授業の方法】 演習形式で行う。 講読に際して担当部分を予め割り当てることはしないので、参加者全員の予習が求められる。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 Ibn Rushd, "The Distinguished Jurist's Primer" ("Bidayat al-Mujtahid"), Volume II , Reading, 1996 など。教材はこちらで用意して配布する。</p> <p>【履修上の注意・その他】</p>						

時間割 コード	011331S	題目	国際法判例研究			
担当教員	森 肇志 教授		曜限	水・5限	教室	B3演習室

【授業の目標・概要】

国際司法裁判所等の判決・勧告的意見を読む。
本演習の目的は、国際社会において現実に法が果たしている機能とダイナミズムを具体的に理解することにある。その前提として、生の判例を読み、その理解を踏まえて自分の見解を明確にし、その上で他者と議論する能力を習得する機会としたい。

【授業計画】

国際司法裁判所等の近年の判決・勧告的意見をじっくり読む。

【授業の方法】

国際司法裁判所等の近年の判決・勧告的意見を全員が読んで理解してきた上で、担当者の発表を基に議論を行う。担当者は、国際法判例百選をモデルとした判例評釈を書くことを目標に、判決・勧告的意見を読み、反対意見などの異なる見解とも照らし合わせながらその論理と意味を理解し、取り上げられた論点に関する従来の学説なども踏まえて、当該判決の意義を明らかにするような発表を行う。他の参加者は、そうした報告に対し、自分なりの疑問点や意見を述べ、全員で議論する。

なお、生の判例を読む、という観点から、判決・勧告的意見は、すべて英文で読むことになる。但し、一つの判例を何回かに分けて読むなどして、参加者の負担が過重とならないように配慮する。

【成績評価方法】

発表および発表レジュメ、授業への参加によって評価する。発表レジュメ以外にレポートを課すことはしないが、判例の意義の検討について、事後的にレポートを提出することは許可する。

【教科書】

判例テキストは配布する。

【参考書】

逐次指示する。

【履修上の注意・その他】

- * 4月17日（水）に開講する（4月10日（水）は休講）。
- * 国際法第一部（あるいはそれと同等のもの）を履修済み（少なくとも聴講済み）であること、国際法第二部（あるいはそれと同等のもの）を履修済みあるいは履修中であることが求められる。
- * 演習の規模としては最大で12名程度を予定している。
- * 演習には毎回の出席が求められる。また、通常延長するので、そのつもりで履修すること。
- * 夏休み中（7月）に合宿を行うことも検討している。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011332S	題目	刑法判例研究			
担当教員	橋爪 隆 教授		曜限	月・5限	教室	A5演習室
<p>【授業の目標・概要】 刑法の重要判例について、学説における議論を踏まえて、理論的な検討を加える。検討する判例は、刑法総論の判例を中心とするが、演習の後半では、刑法各論の判例についても検討を加えることにしたい。検討するテーマなどの詳細については、開講時に説明する。</p> <p>【授業計画】 1. 刑法総論の重要判例（因果関係、不作為、正当防衛、錯誤、過失、未遂、共犯など） 2. 刑法各論の重要判例（住居侵入罪、名誉毀損罪、窃盗罪、強盗罪、詐欺罪など）</p> <p>【授業の方法】 演習参加者には、各自の担当するテーマについて報告することが求められる。報告の形式、分担などの詳細については、開講時に説明する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 必要な資料は開講時に配布する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 演習に参加する上では、刑法総論の基本的知識を修得していることが前提となる。また、刑法第2部を履修済みか履修中であることが望ましい。</p>						

時間割 コード	011333S	題目	日本政治基礎文献講読			
担当教員	谷口 将紀 教授		曜限	火・4限	教室	B2演習室

【授業の目標・概要】

現代日本政治論のプロセミナー。比較的最近出版された研究書の講読を通じて、政治学の基本的考え方・分析手法の習得を目指します。

本授業は、法学部・大学院法学政治学研究科・公共政策大学院において広い意味での政治学研究を志す人を念頭に、研究者としての基礎増強を図るものです。プロセミナーという性質上、毎週相当量のリーディング・アサインメントが全員に課されるため、意欲のある学生を歓迎します。

【授業計画】

毎回1冊の本を取り上げます。

フランシス＝ローゼンブルース・マイケル＝ティース『日本政治の大転換』勁草書房、2012年。

Ellis S. Krauss & Robert J. Pekkanen, *The Rise and Fall of Japan's LDP: Political Party Organizations As Historical Institutions*, Cornell University Press, 2011.

斉藤淳『自民党長期政権の政治経済学 利益誘導政治の自己矛盾』勁草書房、2010年。

上神貴佳・堤英敬編『民主党の組織と政策 結党から政権交代まで』東洋経済新報社、2011年。

竹中治堅『参議院とは何か 1947-2010』中央公論新社、2010年。

Margarita Estevez-Abe, *Welfare and Capitalism in Postwar Japan: Party, Bureaucracy, and Business*, Cambridge University Press, 2008.

上川龍之進『小泉改革の政治学 小泉純一郎首相は本当に「強い首相」だったのか』東洋経済新報社、2010年。

村松岐夫『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』東洋経済新報社、2010年。

高安健将『首相の権力 日英比較から見る政権党とのダイナミズム』創文社、2009年。

待鳥聡史『首相政治の制度分析』千倉書房、2012年。

【授業の方法】

参加者（全員）は授業前日までに課題図書に対するコメントを報告担当者に送り、それを基に担当者がディスカッションをリードします。

【成績評価方法】

授業への参加状況（発表・発言など）

【教科書】

上記を参照。

【参考書】

初回に参考文献リストを配布予定です。

【履修上の注意・その他】

【関連ホームページ】

<http://www.masakij.u-tokyo.ac.jp>

他研究科学生（他学部生は不可）で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011334S	題目	国際立法の理論と実践			
担当教員	寺谷 広司 教授		曜限	水・5-6 限	教室	B2演習室

【授業の目標・概要】

国際法は伝統的には慣習法の形態をとって生成してきたと言っても良いが、現代の国際法では、関係者が条約の形態で「法」を定立する「国際立法」が一般的である。そして、その中心を担っているのは、国連国際法委員会（ILC）である（国連憲章 13 条 a 参照）。

本ゼミでは、「国際立法」を通じて「国際法」のあり方を考えることを目的とし、そのために、現在（第 65 会期）ILC が取り組んでいる主題について具体的に検討する。（具体的には次の 11 の主題である。）

- (1) 外国人の追放
- (2) 引渡し又は訴追の義務
- (3) 災害時における人の保護
- (4) 政府職員の外国の刑事管轄権からの免除
- (5) 時間が経過した条約
- (6) 最恵国条項
- (7) 慣習国際法の形成及び証拠
- (8) 大気保護
- (9) 条約の暫定的適用
- (10) 国際投資法における公正かつ衡平な取扱い基準
- (11) 武力紛争との関係における環境の保護

【授業計画】

ゼミでは、前半（4－5月初旬）に、「国際立法」の一般的課題について検討する。同時に、上記 11 の主題を概観する。（このときは、特に担当者を定めない。）後半（6－7月初旬）では、ILC が取り組んでいる課題について、参加者が関心をもつ主題を選んで、報告する。

1 日あたり 2 コマ（5 限と 6 限）の予定で進み、基本は各週開講であるが、変則的である。

前半：4 月 10 日、24 日、5 月 1 日

後半：6 月 12 日、19 日、26 日、7 月 3 日

また、各回 2 コマから更に延長することがあり得るので、授業のある日は授業後に予定を入れないこと。参加人数を踏まえつつ、基本的には合宿も予定している。全員が必ず報告機会をもつ。また、適宜、参加者の都合を考慮する。

【授業の方法】

討論による。また、学期末にレポートを提出する。

【成績評価方法】

各回の参加態度による。

【教科書】

追って指示する。

【履修上の注意・その他】

- ・使用言語は日本語であるが、資料・文献には相当数、英語で書かれたものがあるので、留意すること。
- ・初回から文献購読に入るのので、希望者は文献配布について掲示をよく読んでおくこと。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照）。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011335S	題目	仮刑律・新律綱領・改定律例を読む I I I / 1			
担当教員	和仁 陽 准教授		曜限	金・5限	教室	A2演習室
<p>【授業の目標・概要】 律系の刑法典が、明治維新後きわめて早い時期に成立し、明治 15 年に旧刑法・治罪法が施行されるまで妥当したことは、その後の近代日本法全体の発展に、さまざまな局面で深甚な影響を与えることになった。この授業では、仮刑律(1868)を嚆矢とし、新律綱領(1870)+改定律例(1873)に至るこれらの法テキストを、あらためて丁寧に読み直す。</p> <p>【授業計画】 同一題材を扱うのは三年目になるが、昨年度の参加者以外ももとより大歓迎である。各参加者にテーマを設定した調査とそれに基づく報告をお願いする。今学期は早めに報告テーマと日程を決めて進めることにしたい。</p> <p>【授業の方法】 綜合法政専攻・人文社会系研究科と合併。律についての予備知識は要しない。さまざまなアプローチが可能かつ必要なテキストであるから、むしろ、現代法の常識を相対化するような思考が要請される。</p> <p>【成績評価方法】 平常点(議論への参加・報告を含む)による。</p> <p>【教科書】 石井紫郎/水林彪編『日本近代思想大系7 法と秩序』(岩波書店 1992) [古書肆などで各自入手しておいてください]</p> <p>【履修上の注意・その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月19日(金)開講予定 ・ 時間は毎回多少延長することになると思いますので予めご承知おきください ・ 冬学期の同一テーマの演習とは独立に行います。一方のみ、または双方、履修可能です <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011336S	題目	法学の古典（近世）を読む			
担当教員	源河准教授、原田准教授		曜限	水・5限	教室	A6演習室
<p>【授業の目標・概要】 近世そのものに対する関心と学問史的関心の両方から、上記テキストを精読する。</p> <p>【授業計画】 4月10日から開始する。延長することがあるので6限を空けておくこと。</p> <p>【授業の方法】 ラテン語テキストを音読した後、当該箇所の内容を議論する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 指定しない。参考までに、概観を与えるものとして Donald R. Kelley, <i>Foundations of Modern Historical Scholarship. Language, Law and History in the French Renaissance</i>, Columbia University Press, New York/London (1970)がある。ただし、演習で教科書として使用するわけではない。</p> <p>【履修上の注意・その他】 ラテン語が読めること。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011337S	題目	日米少年法			
担当教員	樋口 亮介 准教授		曜限	火・5限	教室	B5演習室
<p>【授業の目標・概要】 アメリカの少年法の概要を理解して日本と比較する</p> <p>【授業計画】 アメリカのケースブックを読み進める</p> <p>【授業の方法】 各回の担当者に、ケースブックの内容をまとめてもらう。</p> <p>【成績評価方法】 平常点</p> <p>【教科書】 コピーを配布する</p> <p>【履修上の注意・その他】 演習担当教員も初めて少年法に取り組む。一緒に勉強して成長していきたい。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1～4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011338S	題目	ベイカー『イングランド法制史概説』を読む			
担当教員	加毛 明 准教授		曜限	金・5限	教室	A3演習室
<p>【授業の目標・概要】 本演習では J. H. Baker, <i>An Introduction to English Legal History</i> (4th ed. 2002 OUP) を購読する。著者はケンブリッジ大学において長らくイングランド法制史を講じてきた、この分野の第一人者であり、本書はイングランド法制史に関する基本的文献として全世界で広く読まれてきた（本書の初版の邦訳として J. H. ベイカー著（小山貞夫訳）『イングランド法制史概説』（創文社、1975年）が存在する）。</p> <p>イングランド法は——アメリカ合衆国の州法・連邦法への影響なども通じて——現代の法生活にとって欠かせない一部を構成している。しかしながら、日本法への影響という観点からみれば、ドイツ法やフランス法と比べて大きな役割を果たしてきたわけではない。日本法には馴染みのない多くの法概念（術語）や手続を有しており、そもそも法を認識するための諸前提が日本法とは異なるということができる。このような他者としてのイングランド法を理解するために本書は格好の手がかりとなるだろう。</p> <p>本演習では、私法の領域（property, contract, torts）を扱う第2部のほか、その前提としてイングランド法の起源、裁判所制度の展開、法曹、法律文献などに関する総論部分（第1部）を対象として、毎回2章ずつ本書を読み進める（参加者は各自で本書を入手すること）。各回の負担は軽いものではなく、また毎回長時間の延長が見込まれる（参加者は演習後の時間帯に予定を入れないようにしてほしい）。意欲ある学生の参加を期待する。</p>						
<p>【授業計画】 第1回 イントロダクション、第2回 1-36頁、第3回 37-70頁、第4回 71-116頁、第5回 117-134頁、第6回 135-174頁、第7回 175-222頁、第8回 223-258頁、第9回 259-297頁、第9回 298-328頁、第10回 329-361頁、第11回 362-400頁、第12回 401-435頁、第13回 436-465頁</p>						
<p>【授業の方法】 担当者の報告とそれに基づく討論による。</p>						
<p>【成績評価方法】 出席、報告の内容、討論への参加</p>						
<p>【教科書】 J. H. Baker, <i>An Introduction to English Legal History</i> (4th ed. 2002 OUP)</p>						
<p>【履修上の注意・その他】 参加者は各自で J. H. Baker, <i>An Introduction to English Legal History</i> (4th ed. 2002 OUP) (ISBN: 978-0406930538) を入手すること（必ず第4版を入手すること）。</p>						

時間割 コード	011339S	題目	刑事訴訟法判例研究			
担当教員	成瀬 剛 准教授		曜限	月・5限	教室	B2演習室
<p>【授業の目標・概要】 刑事訴訟法の判例集を見ると、昭和 20 年・30 年代の判例がリーディングケースとなっている分野が多い。この時代の判例は、アメリカ法の強い影響を受けて制定された現行刑事訴訟法を具体化して実務に根付かせる役割を担ったものであり、当時の実務家・研究者の英知を集めたものといえよう。また、最近では、刑事司法改革の動向を踏まえ、これらの判例の意義を問い直す議論も盛んになってきている。そこで、本演習では、当時の議論状況を踏まえた上で、昭和 20 年・30 年代の刑事訴訟法判例を精読し、判例研究の醍醐味を味わうと共に、これらの判例の現代的意義についても考えてみたい。</p> <p>【授業計画】 検討テーマとしては、さしあたり以下の事項を考えているが、参加者の問題関心に応じて変更することもありうる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訴因・罪となるべき事実の特定 2 公訴事実の同一性 3 黙秘権 4 厳格な証明と自由な証明 5 伝聞の意義 6 証人審問権と伝聞例外 7 自白の任意性 8 補強法則 <p>【授業の方法】 各テーマについて報告者を指定し、その報告をもとに全員で議論する。</p> <p>各回の報告・議論においては、以下の 3 点を中心に検討してもらう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①検討判例の事案・判旨 ②検討判例が出された当時の議論状況 ③検討判例の現代的意義 <p>議論を深められるように、補充・発展のための回も設ける。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 検討対象とする判例は、開講時に配布する。</p> <p>【参考書】 開講時に指示する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 刑事訴訟法を履修済みであることを演習申込みの要件とする。</p>						

時間割 コード	011340S	題目	国連安保理と紛争解決			
担当教員	久保教授、有馬客員教授		曜限	木・6限	教室	Y505演習室

【授業の目標・概要】

本ゼミにおいては、最初に、国連の創設経緯から国連安全保障理事会が如何なる考えに基づき、どのようにして出来たか、安保理が国連憲章上どのような役割を果たすことが期待されているかを研究する。その後、安保理が創設以後扱ってきた代表的な案件を歴史的順番に沿って研究するとともに、常任理事国及び日本の安保理政策を研究する。各回の授業を通じて、国際社会の中で国連安保理が果たしてきた役割がどのように変遷してきているか、現代の国際社会でどのような役割を果たしてきているかを考え、国連安保理の特徴、限界、課題を考察する。また、最後に安保理改革を取り上げて、安保理のあるべき姿を考える。

【授業計画】

開始前（4月8日）19時15分 授業ガイダンス（法文1号館 22番教室）
 第一回（4月11日）休講：資料検索ガイダンス
 第二回（4月18日）国連の中における安保理の位置づけ（安保理の権能と役割）
 第三回（4月25日）朝鮮戦争 第四回（5月2日）中東和平 第五回（5月9日）イラク
 第六回（5月16日）ボスニア 第七回（5月23日）北朝鮮 第八回（5月30日）アフガニスタン
 第九回（6月6日）レバノン 第十回（6月13日）イラン（核不拡散） 第十一回（6月20日）リビア
 第十二回（6月27日）安保理の「国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任」以外の権能
 第十三回（7月4日）各常任理事国の安保理政策 第十四回（7月11日）日本の安保理政策
 第十五回（7月18日）安保理改革

【授業の方法】

本ゼミにおいては、各回で取り上げる具体的な案件及び主題を設定する。授業では、事前に決められた発表者（3～4名）が、参考文献及び他のリサーチに基づき発表用資料（A4、5枚程度）を準備し、当該資料に基づき主題について30分のプレゼンテーションを行う。その後ゼミ生全員で、事前に指定されている参考文献を読書していることを前提として、討論のテーマを中心に議論を行う。授業要項（授業ガイダンス（4月8日）で配布、以後いつでも入手可能）において、主題、報告が触れるべき論点、討論のテーマ、参考文献を指定する。

【成績評価方法】

成績は、発表担当の際のプレゼンテーション（学期中各ゼミ生二回以上）及び各授業における議論への参加に基づいて行う。ゼミ生には議論への積極的な参加を求める。

【教科書】

「Five to Rule Them All」, David L. Bosco, 2009, Oxford University Press

【参考書】

安保理ホームページ (<http://www.un.org/en/sc/>)、
 国連憲章、国連安保理仮手続規則 (Provisional Rules of Procedure of the Security Council, S/96/Rev.7)、国連安保理作業方法に関する議長ノート (S/2010/507)、"The Security Council, Working Methods Handbook" (United Nations, 2012)、
 「国連安保理による作業方法改善の動向（都築正泰、外務省調査月報、2011/No.4, pp33-62）"Security Council Report" (<http://securitycouncilreport.org/>)、
 主要国（特に米）の国連代表部ホームページ、"Inner Sity Press" (<http://www.innercitypress.com/>)、
 "Turtle Bay (Reporting from Inside the United Nations)" (<http://turtlebay.foreignpolicy.com/blog/16159>)

【履修上の注意・その他】

本ゼミにおいては授業準備において英文原資料、英語文献を多く読書することが求められる。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011341S	題目	商事信託法の諸問題			
担当教員	小野 傑 客員教授		曜限	水・5限	教室	Y505演習室

【授業の目標・概要】

80余年ぶりに信託法が全面改正され、2007年9月新信託法およびそれに対応する改正信託業法が施行されました。新信託法の下では、民事信託の発展も期待されていますが、受託資産数百兆円に上る規模にまで発展した商事信託は今後も信託の主流であり、また新たに導入された受益証券発行信託、限定責任信託、セキュリティトラスト、事業信託、自己信託、目的信託等についても、商事信託分野における活用が期待されます。そこで、本演習は、いまだ未解決な法的問題も多い商事信託について、実務に沿った研究を進めることを目的とします。

なお、新信託法に関する文献は多数出版されていますが、特に購入する必要はなく、報告者に対しては、主要な文献を貸与することとします。

商事信託について理解を深めることは、金融関連の実務法曹を目指す場合、また金融機関等での活躍を志す学生にとって必須な素養です。

【授業計画】

授業の進め方ですが、一般になじみがない信託制度につき演習参加者が基礎知識を得られるようにするため、担当教員より信託法の概説をします。その後、演習参加学生による商事信託に関連する研究テーマについての報告、その報告に基づく討論という形で進めたいと思います。

なお、商事信託に関する実務につき、演習参加学生のより深い理解を促すため、商事信託の実際の状況の視察、また信託実務に精通した外部の有識者をスピーカーとして招くことも予定しています。

【授業の方法】

演習

【成績評価方法】

授業への参加状況(出欠、発言等)、授業における発表、レポート等により総合的に判断します。

【教科書】

コピー教材等を配付する予定

【履修上の注意・その他】

演習参加にあたっては、信託についての予備知識は必要ではありません。

他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。

(<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/> 参照)。

履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。

時間割 コード	011342S	題目	中国法文献講読			
担当教員	高見澤 磨 講師		曜限	月・5限	教室	東文研3階 第2会議室
<p>【授業の目標・概要】 ピンインつきの中国法条文を音読し、日本語に訳し、内容について議論する。中国語の発音及び中国語の法律用語に慣れることを第一の目標とし、また、具体的な条文から中国の法と社会とを考える基礎を身につける。今学期は、「収養法」（養子法）第3章「収養的効力」（養子縁組の効力）から読み始める。収養法読了後は、「涉外民事関係法律適用法」（日本の「法の適用に関する通則法」に相当）を読む予定である。</p> <p>【授業計画】 1, 授業の進め方；2回目以降、テキスト音読・翻訳・議論</p> <p>【授業の方法】 上記のように条文を中国語で音読し、日本語に訳し、内容について議論する。</p> <p>【成績評価方法】 平常点による。</p> <p>【教科書】 プリントを配布する。また、中国語の辞書及び日本の六法を持参すること。</p> <p>【参考書】 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則『現代中国法入門』（第6版）（有斐閣、2012年）。北村一郎編『アクセスガイド 外国法』（東京大学出版会、2004年）</p> <p>【履修上の注意・その他】 中国語学習歴を有すること。</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mateでの履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 （http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照）。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011343S	題目	世界貿易の政治と法			
担当教員	岩澤教授、大島客員教授		曜限	金・5限	教室	19番教室
<p>【授業の目標・概要】 After the Second World War, from around 1950's world trade began to grow under a new international economic order based on multilateralism embodied in the institutions such as the IMF and the GATT. This system worked extremely well and contributed to the growth of world economy, but over the years, this system necessarily went through transformation, and the GATT was replaced by the WTO in 1995. The WTO further promoted rapid growth of world trade as exemplified by the success of China and other emerging economies. Recently, however, the very foundation of the global system, including world trade, is experiencing serious tension due to its own success.</p> <p>Related to this systemic situation, multilateral negotiations under the auspices of the WTO, namely the Doha Round, are still unable after more than ten years from its initiation to come to a successful conclusion. At the same time we are witnessing proliferation of regional and bilateral free trade agreements.</p> <p>The questions before us, then, are: What is happening on the global scene with respect to trade liberalization? Why is this so? Where will this trend take us?</p> <p>This course seeks to look into these questions, by looking at the WTO and the Doha Round, recent developments in regional integration, and current proliferation of FTA agreements and negotiations, with a particular focus on the Asia Pacific arena, including the TPP.</p>						
<p>【授業計画】 PART ONE: INTRODUCTION AND BASICS Session 1: GLOBAL TRADE AND MULTILATERAL TRADING SYSTEM Session 2: OVERVIEW OF THE CURRENT INTERNATIONAL TRADE ISSUES PART TWO: MEMBER COUNTRIES / ENTITIES: (Members introduce their trade structure (must check its tariff schedules), basic trade policy orientation, internal political structure related to trade) Session 3: REPORTING; AUSTRALIA, BANGLADESH (LDCs), BRAZIL, (MERCOSUR), CHINA, EGYPT, EU Session 4: REPORTING; INDIA, INDONESIA (ASEAN), JAPAN, KOREA, RUSSIA, US PART THREE: TRADING SYSTEM ISSUES (Trading-system issues will be discussed according to the topics assigned for the following three sessions. After an introductory explanation at the beginning, then students report on behalf of the members they represent, the respective member's Trade Liberalization Strategy, such as priorities given to WTO/DDA, in particular sectors and areas of interest, FTA/EPA strategy, as well as importance given to regional cooperation.) Session 5: Basic Principles: MFN & NT; Commitments and Disputes (predictability and security) Part I: General Discussions on topics for the session) Part II: Reports from 4 DEVELOPED MEMBERS: AUSTRALIA; EU; JAPAN; US; Session 6: From GATT to WTO via Uruguay Round; new areas Services, IP.; Doha round</p>						
<p>Part I: General Discussions on topics for the session) Part II: Reports from 4 EMERGING COUNTRIES: BRAZIL; CHINA, INDIA, KOREA; Session 7: Protectionism, Trade remedies, Regulatory measures (TBT and SPS) Part I: General Discussions on topics for the session) Part II: Reports from 4 DEVELOPING OR RESOURCE BASED MEMBERS: BANGLADESH; INDONESIA; EGYPT; RUSSIA PART FOUR: TRADE ISSUES (Members will report on their respective industrial and trade policies in the three sectors of Autos / Agriculture/ Services with focus on their respective negotiating positions) Session 8: REPORTING: CHINA; JAPAN; KOREA: US Session 9: REPORTING: AUSTRALIA; BANGLADESH; EU; INDIA Session 10: REPORTING: BRAZIL; EGYPT; INDONESIA; RUSSIA PART FIVE: POLITICS OF MULTILATERALISM VS PREFERENTIALISM Session 11: Discussions on the future course of trade liberalization, with particular focus on the WTO trade round and bilateral or regional preferential agreement negotiations) ELECT or SELECT Chairperson for Mock Negotiations PART SIX: MOCK NEGOTIATION Session 12: FULL DAY? FOR MOCK NEGOTIATION Session 13: POST MORTEM</p>						
<p>【授業の方法】 UT-Mate のシラバスを参照すること。</p> <p>【成績評価方法】 UT-Mate のシラバスを参照すること。</p> <p>【教科書】 READING MATERIALS</p> <p>Hoekman, Bernard M., & Kostecki, Michel M.: The Political Economy of the World Trading System – The WTO and Beyond (Third Edition); Oxford</p> <p>Ikenberry, G. John: After Victory; Princeton</p> <p>【参考書】 Jackson, John H.: The World Trading System (Second Edition); MIT Press Baldwin, Richard, and Low, Patrick (edited): Multilateralizing Regionalism, Challenges for the Global Trading System; Cambridge Munakata, Naoko: Transforming East Asia; The Evolution or Regional Economic Integration; Brookings/RIETI Multitude of references accessible at the WTO HP, and for individual member information much can be obtained from official HP's</p> <p>【履修上の注意・その他】 Good English to be able to write a solid term paper</p> <p>他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内(4/1~4/4)に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。(http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						

時間割 コード	011344S	題目	福地源一郎研究			
担当教員	五百旗頭 薫 講師		曜限	水・4-5 限	教室	B6演習室
<p>【授業の目標・概要】 明治前半の論壇と文壇に大きな足跡をのこした福地源一郎の言説を総合的に検討する。</p> <p>【授業計画】 オリエンテーション（1回）</p> <p>1)政論（2回） 2)小説（3回） 3)演劇（2回） 総括</p> <p>【授業の方法】 毎回、課題文献を読み、報告者が内容について報告した上で、全員で議論する。</p> <p>【成績評価方法】 報告内容並びに議論への貢献度による。</p> <p>【教科書】 演習中に指定する。</p> <p>【履修上の注意・その他】 他学部・他研究科学生で履修を希望する者は、UT-Mate での履修登録によるのではなく、必ず所定の期間内（4/1～4/4）に参加申込書を法学部教務係へ提出すること。 (http://www.j.u-tokyo.ac.jp/kyomu/contents/ 参照)。 履修の許可については法学部の掲示板に掲示する。</p>						